

移動等円滑化実績等報告書（乗合バス車両）

（2024年度）

住所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

千葉県船橋市栄町1-10-10
京成バスシステム株式会社
代表取締役社長 山田敦子

I. 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2025年3月31日現在）

	総車 両数	公 共 交 通 移 動 等 円 滑 化 基 準 省 令 に 適 合 し た 車 両 数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの			
前年度車両数	25	22	12	10	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	5	3	1	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度末車両数	24	23	15	8	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0

Ⅱ. 乗合バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる乗合バス車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
ノンステップバス	ノンステップバス導入率を70%以上する。
前年度の計画からの変更内容	

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第18号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。